



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1230	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1231	生活保護法による指定医療機関の休止	(").....	1
1232	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
1233	生活保護法による施術機関の指定	(").....	2
1234	生活保護法による指定医療機関の変更	(").....	2
1235	普通母樹林の指定の解除	(森林整備課).....	3
1236	森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容	(").....	4
1237	森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容	(").....	5
1238	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
1239	道路の供用開始	(").....	6

告 示

和歌山県告示第1230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市薬新 11-26	サハラ薬局	有田市箕島93-4	平成 27.6.30
田医新 57-26	乾耳鼻咽喉科医院	田辺市上屋敷一丁目3-39	平成 27.8.31

和歌山県告示第1231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日

御訪新 4-26	訪問看護ステーション博愛園	御坊市名田町上野1722-1	平成 27.9.1
-------------	---------------	----------------	--------------

和歌山県告示第1232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市薬新 19-27	サハラ薬局	有田市箕島93-4	平成 27.7.1
新歯新 22-27	新宮市熊野川歯科診療所	新宮市熊野川町日足324 新宮市熊野川行政 局4階	平成 27.8.26
田医新 72-27	乾耳鼻咽喉科医院	田辺市上屋敷一丁目9-5	平成 27.9.1
海南薬新 27-27	はたがわ薬局	海南市幡川189-1	平成 27.10.1

和歌山県告示第1233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
有市柔新 1-27	森田秀文	はぶ接骨院（柔道整復） 有田市宮原町新町491	平成 27.4.24

和歌山県告示第1234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新				
橋病新 5-27	医療法人玄同会	医療法人南労会	橋本市神野々110 5	伊藤病院	橋本市神野々110 5	平成 27.9.1

和歌山県告示第1235号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第9条第1項の規定により次のとおり普通母樹林の指定を解除したので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により告示する。

平成27年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定 番号	指定年月日	種別	樹種	指定場所	面積 (ha)	所有者	
						住所	氏名
73	S46.3.30	普通	ヒノキ	東牟婁郡串本町大字中港 287の1、287の2、287の4	0.78	東牟婁郡串本町西 向783	寺田展治
158	S47.4.27	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡古座川町大字池 野山1462	1.13	大阪府大阪市阿倍 野区帝塚山1-9-32 大阪府吹田市桃山 台3-2-7	矢倉貞子 麻殖生代里子
159	S47.4.27	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡古座川町大字月 ノ瀬235	4.50	東牟婁郡串本町串 本40-32	有限会社盛紀 興産 代表取締役 大久保三郎
160	S47.4.27	普通	ヒノキ	東牟婁郡串本町大字姫川 字クゼの谷193	3.75	田辺市文里2-9-1	三本崇夫
163	S47.4.27	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡古座川町大字潤 野字朴ノ木651	3.40	東牟婁郡串本町串 本274	矢倉甚兵衛
164	S47.4.27	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡古座川町大字潤 野字下の谷607	5.20	東牟婁郡串本町西 向783	寺田展治
165	S47.4.27	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡古座川町大字一 雨字長6889	4.00	東牟婁郡串本町西 向783	寺田展治
166	S47.4.27	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡古座川町大字三 尾川字中村1747	10.00	東牟婁郡古座川町 三尾川1397	下村嘉平
246	S48.4.26	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡串本町大字二色 字熊谷665、665の内1号	3.48	東牟婁郡串本町串 本274	矢倉貞
247	S48.4.26	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡串本町大字田並 字向本356、356の1	1.12	大阪府箕面市粟生 間谷西7-35-11	竹中正明
248	S48.4.26	普通	ヒノキ	東牟婁郡串本町大字田並 字向本356、356の1	2.30	大阪府箕面市粟生 間谷西7-35-11	竹中正明
259	S48.4.26	普通	スギ	新宮市熊野川町大山字マ ゲ谷1469	16.00	新宮市春日1-1	新宮市長 田 岡実千年
303	S49.5.28	普通	ヒノキ	新宮市熊野川町篠尾字中 垣内1080	5.00	新宮市熊野川町篠 尾357	岡サキエ
304	S49.5.28	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡串本町大字佐部 1438	3.80	東牟婁郡古座川町 月ノ瀬188 東牟婁郡古座川町 高池803-1 東牟婁郡串本町古 座28 東牟婁郡古座川町 高池818-1	杉尾隆雄 杉尾惠庸 杉尾誠一 杉尾明重

305	S49.5.28	普通	スギ	東牟婁郡串本町大字神野川字西谷572	3.93	東牟婁郡串本町神野川65	小林靖子
306	S49.5.28	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡古座川町大字松根字宇筒1858	31.60	東牟婁郡古座川町西川849-1 東牟婁郡古座川町西川333 東牟婁郡串本町高富592-1	森山守治 森山孝 稲生亀久雄
307	S49.5.28	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡古座川町大字松根字崩之川1847	15.32	東牟婁郡串本町西向783	寺田展治
308	S49.5.28	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡古座川町大字松根字泥の谷1863	23.07	東牟婁郡串本町高富592-1 東牟婁郡串本町高富629-1	稲生亀久雄 稲生直樹

和歌山県告示第1236号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成27年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局地域振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成27年11月17日から平成28年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

平成27年9月14日から同年10月27日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合は、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1237号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成27年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

御坊市、美浜町、印南町、みなべ町及び白浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係振興局地域振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成27年11月17日から平成28年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

4 命令をしようとする理由

平成27年9月14日から同年10月27日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1238号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市稲成町字奥江原2598番1地先から同市稲成町字奥江原2597番15地先まで	旧	9.00 } 10.30	46.30	
同上	新	9.00 } 14.00	46.30	

和歌山県告示第1239号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 秋津川田辺線

供用開始の区間 田辺市稲成町字奥江原2598番1地先から同市稲成町字奥江原2597番15地先まで

供用開始の期日 平成27年10月27日